右姓氏

〔古事記傳三十九〕氏姓は宇遲加婆禰（ツヂカバネ）と訓、宇遲と云物は、常に人の心得たるが如し、（源平藤原などの類是なり）加婆禰と云は、宇遲を尊みたる號にして、卽宇遲をも云り、（源平藤原の類は氏なるを、其をも加婆禰とも云なり）宇遲ももと賛て負たる物なればなり、是はた言は賛たる言に非るも、意はほめたるものなり、又朝臣宿禰など、宇遲の下に著て呼ぶ物をも云り、此は固賛尊みたる號なり、又宇遲と朝臣宿禰の類とを連ねても加婆禰と云り（朝臣藤原大伴宿禰などの如し）されば宇遲と云は源平藤原の類に局（カギ）り、（朝臣宿禰の類を宇遲と云ることは無し）加婆禰と云は、宇遲にも、朝臣宿禰の類にも、連て呼ぶにも亘る號なり、宇遲と加婆禰との差別大かた如此し、さて宇遲加婆禰と連ねて云には、宇遲（源平藤原の類）加婆禰（朝臣宿禰の類）とを分て、並べて云るもあり、又たゞ何となく重ねて云るもあり、此の氏姓何れに見ても違はず、さて宇遲に姓字は、當る處と當らぬ處とあり、然るを世人宇遲加婆禰の義を、ひたすら此氏姓字に因て分別むとする故に、いとまぎらはしきが如くなる故に、此間の宇遲加婆禰の事、此字につきて一にもいへり、姓某氏と云るにて知べし、然れど姓も用ひざまは同じなれども、常に通はしく思ふなり、かの國にて氏とは別なるまぎらはしく云ずて、姓某氏とは云ることも無きにて知べし、さて源藤原の類は、姓と云ても、氏と云ても宜しく、凡て宇遲加婆禰と云に、氏姓と書くも當れることなれども加婆禰と云中に、姓字の當らぬ處ある故は、いかにと云に、朝臣宿禰の類は、漢國には無き物なれば、是に當る字は、無きなり、姓字は源藤原なども云時の加婆禰には當れども、朝臣宿禰の類を姓字の當らぬ處ある故は、いかにと云に、朝臣宿禰の類は、漢國には無き物なれば、是に當る字は、無きなり、姓字は源藤原なども云時の加婆禰には當らざるを、強て漢文に書むとする時は、止事を得ず此字を用ひて、書紀などに賜姓曰朝臣などと書れたるから紛れて、朝臣宿禰の類を姓、藤原大伴の類を氏と心得たる人もあれど非なり、若然云ときは、源も平も藤原も共に朝臣なれば、皆同姓と爲むかされば朝臣宿禰の類には、尸と書て分つと心得ては、源藤原の類と混ひて分別なし、故後世の書ども、朝臣宿禰の類には、尸字なり、此はたゞ借字なれば、姓字を書むよりは紛れなくて勝れり、然れども正しき漢文には、尸字などは書くべくもあらざれば、姓と書むも難なし、讀人の心にわきまへて字に惑ふまじきなり、凡て萬の言、漢字によりて意を誤ることは常なる中に、此加婆禰の事は、殊に字に依て人の思ひ惑ふことなり、ゆめ〳〵姓字には拘はるべからず、此字を忘れて思ふべきなり、

〔類聚名物考姓氏九〕姓氏　うぢかばね

この姓を訓て訶波禰（カバネ）といふは、骨族の如し、骨を可波禰といふ事、顯宗紀にも、又續紀にも、根可婆禰の事有、されば姓氏錄の序にいへる、人民の氏骨の義にたとへたり、これに又對ていふと